

第6章 計画の推進

1 取組目標

(1) 計画の評価指標及び目標値の設定の考え方

計画の必要性・妥当性を市民・関係者の皆様に客観的かつ定量的に示すとともに、PDCAサイクルを確立し、適切な評価に基づきより実効性のある計画とするため、課題解決のためのまちづくりの方針・誘導施策等の取組により目標を達成することで、期待される効果を定量化する必要があります。

計画の取組目標については、「第3章 立地の適正化に関する基本的な方針」に定めるまちづくりの方針の進捗を評価する指標として設定します。

(2) 評価指標及び目標値の設定

計画期間中に達成すべき目標の評価指標及び目標値を次のとおり設定します。

目標			
誘導すべき施設の立地			
評価指標	計画策定時（基準年）	現状値（改定年）	目標値（目標年）
総合交通拠点施設	— (平成30年)	0 施設（事業中） (令和6年)	1 施設 (令和9年度)
障害者福祉施設※1	8 地域 (平成30年)	10 地域 (令和6年)	11 地域 ※2 (令和8年)
評価指標の設定の考え方 生活利便性や人々の交流が促進されていることを検証するため、各拠点における誘導施設で設定した、誘導すべき施設の立地状況を評価指標とします。			
目標値の設定の考え方 関連計画等の目標値に準じて目標値を設定します。 ・関連計画の目標年以降の目標値が示された場合は、その数値を目標値とします。			
指標の算定方法 関連計画の進捗状況から、立地状況を把握します。			

※1 障害者福祉施設については、誘導施設の設定を基に全ての地域に施設を立地させることを目標値とします。

※2 新たに誘導する地域として、障害者福祉施設は、警固屋地域を想定しています。

目標

安全で生活利便性が高い市街地への居住誘導

評価指標	計画策定時（基準年）	現状値（改定年）	目標値（目標年）
居住誘導区域内の人口密度	66.3 人/ha (平成 30 年)	62.2 人/ha (令和 5 年)	現状維持 (令和 17 年)

評価指標の設定の考え方

安全で生活利便性が高い市街地へ居住を誘導することで、安心して暮らせるまちづくりが推進されていることを検証するため、居住誘導区域内の人口密度を評価指標とします。

目標値の設定の考え方

現在の居住誘導区域内の人口密度を維持することを目標値とします。

指標の把握方法

住民基本台帳の町丁別人口を基に、居住誘導区域内の人口を集計し、人口密度を算出します。

目標

快適に多様な「おでかけ」ができる環境の確保

評価指標	計画策定時（基準年）	現状値（改定年）	目標値（目標年）
地域の交通による市民一人当たりの移動回数	【JR呉線】 39.1 回/年・人 (令和 5 年度)	—	おおよそ 42.2 回/年・人 (令和 11 年度)
	【空港線, バス, 乗合タクシー, 航路等】 33.6 回/年・人 (令和 5 年度)	—	おおよそ 36.4 回/年・人 (令和 11 年度)

評価指標の設定の考え方

「人の暮らし」を中心とした、地域全体で支える交通体系の実現に向けて、快適に多様な「おでかけ」ができる環境づくりが進んでいることを検証するため、地域の交通による市民一人当たりの移動回数を評価指標とします。

目標値の設定の考え方

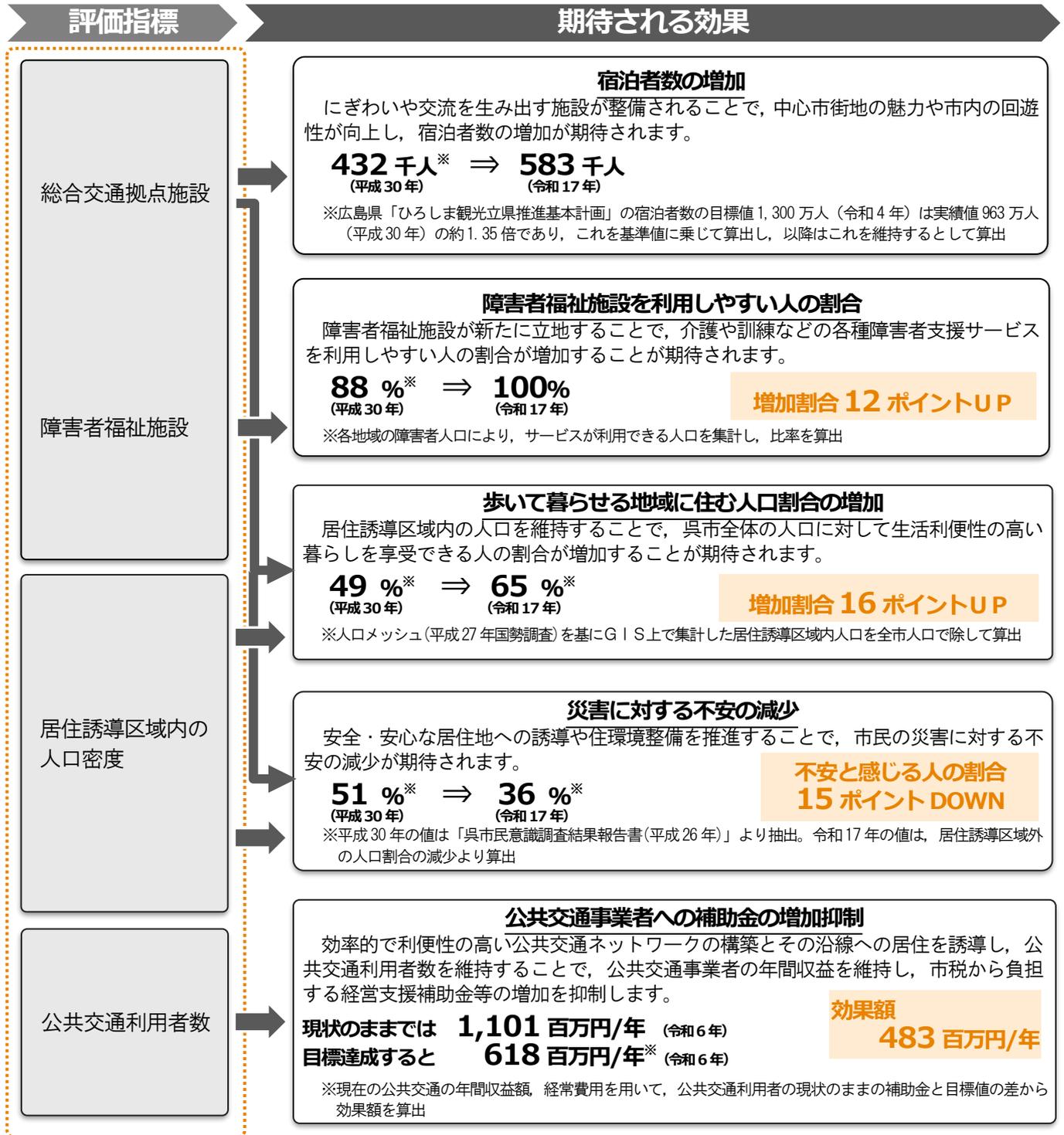
「呉市地域公共交通計画」の目標値に準じて目標値を設定します。

指標の算定方法

公共交通軸、生活交通の年間利用人数（回数及び乗車人員）の合計値を呉市の年度末の総人口で除した数値とします。ただし、クリアライン線、矢野焼山線、広島焼山線、離島航路・生活航路以外の航路を除きます。

(3) 目標達成により期待される効果

目標値が達成された場合に期待される効果について次のとおり示します。次の図に示す効果以外にも、公共交通の利便性の向上による外出機会の増加やそれに伴うにぎわいの増加、高齢者の健康増進など様々な効果が考えられますが、代表的なものについて記載します。また本計画は、関連計画と連携し、課題解決を推進する計画であるため、関連計画の施策や目標の更新・見直しに応じて、期待される効果についても見直します。



全てを達成することで…

呉市の住みよさの満足度の向上

すべての目標を達成することで、呉市を住みよさと感じる市民の割合の向上が期待されます。

70%[※] ⇒ 79%
(平成30年) (令和17年)

満足度 9ポイントUP

※平成30年の値は「呉市民意識調査結果報告書(平成26年)」より抽出。令和17年の値は、居住誘導区域内の人口割合の増加より算出

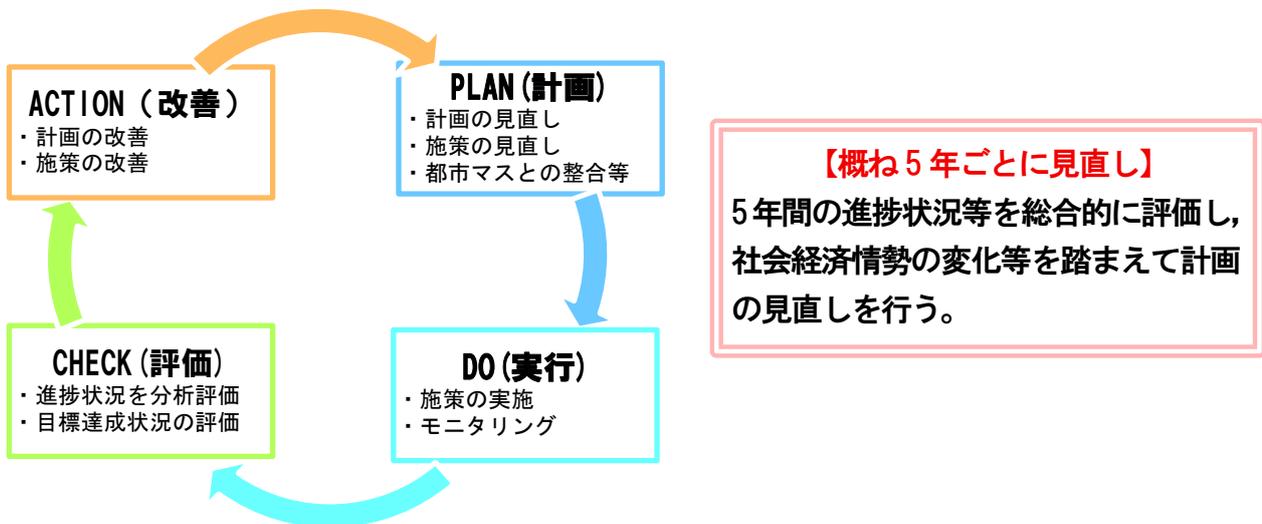
2 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理等

計画の進行管理に当たっては、計画に記載された施策・事業の実施状況について把握を行うとともに、おおむね5年ごとに計画の進捗状況や妥当性等の分析・評価を行います。また、その評価結果を呉市都市計画審議会に報告し、施策の充実・強化等について検討を行うとともに、必要に応じて、適切に計画や関連する都市計画の見直し等を行います。

計画の見直しの際は、必要に応じて、住民説明会やパブリックコメント、関係団体へのヒアリング等を実施し、意見聴取を図るとともに、計画の進捗状況等をホームページ等を通じて適宜周知し、市民、事業者及び市・県・国が一体となって計画の推進に向けて取り組みます。

■計画の進行管理のイメージ

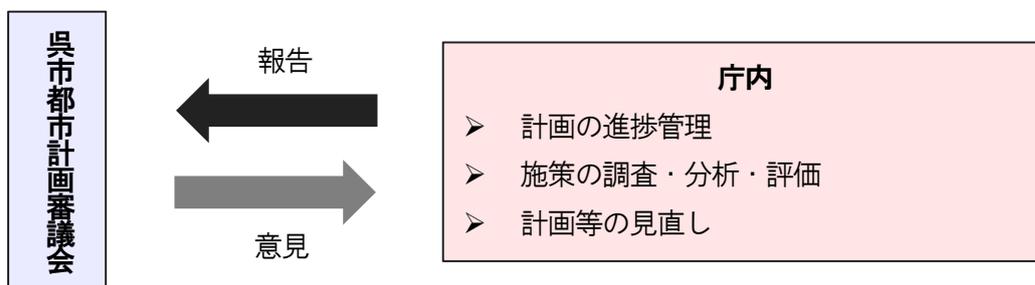


(2) 評価体制

計画の評価体制については、次に示すとおりです。

計画の進捗状況の報告や見直しの際は、呉市都市計画審議会を開催し、計画内容等に係る意見を反映できる評価体制とします。

■評価体制



(3) 計画の推進に向けた取組

計画における将来都市像の実現に向けて、呉市都市計画マスタープランに掲げる6つの目標を基本として取り組みます。また、呉市長期総合計画や関連する各分野の計画による取組を推進するとともに、既存の施設や機能、地域資源を最大限活用することで効率的かつ効果的な呉市独自のまちづくりを進めていきます。